

届出制手数料【一般登録型・サーチ/スカウト型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
1. 求人・求職の申込みを受けた求人者・求職者に提供する紹介サービスおよびこれに付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の理論年収の35%とします。なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の理論年収の100%または充足1件につき1000万円のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料の負担者は求人者とします。 2. サービスを提供した場合における当該求人の想定理論年収を基準に、1. の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。
2. 特定の条件による求職者の開拓やそのための調査・探索およびこれに付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の理論年収の35%とします。なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の理論年収の100%または充足1件につき1000万円のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料の負担者は求人者とします。 2. サービスを提供した場合における当該求人の想定理論年収を基準に、1. の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。

※労働契約における契約期間が1年に満たない場合は、契約期間を1年間とした場合の想定理論年収を算定基礎とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。

届出制手数料【再就職支援型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
3. 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 100万円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の理論年収の35%とします。なお、上記を基準に求人条件その他の状況により関係雇用主と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の理論年収の100%または充足1件につき1000万円のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料の負担者は関係雇用主とします。
4. 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の理論年収の35%とします。なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の理論年収の100%または充足1件につき1000万円のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料の負担者は求人者とします。 2. サービスを提供した場合における当該求人の想定理論年収を基準に、1. の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。

※労働契約における契約期間が1年に満たない場合は、契約期間を1年間とした場合の想定理論年収を算定基礎とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。

許可番号 30-ユ-300086

事業所の名称 株式会社紀陽銀行